

改正

平成26年4月1日要綱第56号

令和2年5月29日要綱第40号

武蔵野市障害者通所施設賃借料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住する障害者（以下「市内通所者」という。）が通所する障害者通所施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項の生活介護、同条第12項の自立訓練、同条第13項の就労移行支援又は同条第14項の就労継続支援を行う施設をいい、同条第7項の生活介護を行う施設にあつては、同条第10項の施設入所支援を行う施設を併設するものを除く。以下同じ。）に対し、当該市内通所者の人数に応じて当該障害者通所施設の建物の賃借料の一部を補助することにより、市内通所者が通所する障害者通所施設を確保し、もって市内通所者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 補助の対象となる障害者通所施設（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 補助を受ける年度の1月31日において開所しており、かつ、第4条第2項の基準日以前3か月において市内通所者が通所していること。
- (3) 当該障害者通所施設の設置にあたり、建物の全部又は一部を賃借し、当該賃借に係る賃借料（以下「賃借料」という。）を負担していること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象施設が負担する賃借料に要する経費であつて、当該年度に係るものとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象施設に通所する市内通所者の人数に108,000円（年度の途中で開設した場合は、9,000円に当該開設をした日の属する月から当年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額）を乗じて得た金額又は補助対象経費の2分の1（1円未満の端数は、これを切

り捨てる。)に相当する金額のいずれか低い額とする。

2 前項に規定する補助対象施設に通所する市内通所者の人数とは、毎年度7月1日(年度の途中で開設した場合は、当該開設した日から3か月を経過した日の属する月の前月の末日。以下「基準日」という。)以前3か月において当該補助対象施設を開所した日数の2分の1に相当する日数を超える日数に当該補助対象施設に通所した市内通所者の人数をいう。

3 前項の規定にかかわらず、基準日以前3か月において市内通所者が当該補助対象施設に通所した延べ日数を当該補助対象施設を開所した日数で除して得た数(1未満の端数は、これを切り捨てる。)が、第1項に規定する補助対象施設に通所する市内通所者の人数を超える場合は、当該除して得た数を第1項に規定する補助対象施設に通所する市内通所者の人数とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象施設の設置者(以下「補助対象者」という。)は、武蔵野市障害者通所施設賃借料補助金交付申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例(昭和49年9月武蔵野市条例第34号。以下「条例」という。)第2条に規定する社会福祉法人助成申請書その他市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、補助することを決定したときは、武蔵野市補助金等交付規則(昭和52年10月武蔵野市規則第25号)第7条第1項の武蔵野市指令書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助しないことを決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、条例第3条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則(昭和49年9月武蔵野市規則第19号)第3条の規定により、通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに市長に対し請求書を提出するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象経費に係る事業（以下「補助事業」という。）が完了し、又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに武蔵野市障害者通所施設賃借料補助金実績報告書（第2号様式）により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを調査するものとする。

3 市長は、前項の規定による調査の結果、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、武蔵野市障害者通所施設賃借料補助金交付額確定通知書（第3号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の精算）

第9条 交付決定者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日後30日以内に精算書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、交付決定を受けた補助金の額が前条第3項の規定により確定した補助金の交付額を超えるときは、交付決定者は、当該超える分の額を速やかに市に返還しなければならない。

（指令の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が不正な手続により補助金の交付を受け、又は補助金を目的外に使用した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整理保管）

第12条 交付決定者は、補助対象経費に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成26年4月1日要綱第56号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和 2 年 5 月 29 日要綱第 40 号）

この要綱は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。

様式（省略）